

(2) 特例措置対象事業場以外の労働時間制度

	満18才以上の労働者	年 少 者
法定労働時間	1日8時間 1週40時間	1日8時間 1週40時間
1箇月単位の変形労働時間制	週平均40時間で可能 (法第32条の2)	週平均40時間で可能 但し1日8時間、1週48時間 以内の制限(法第60条)
フレックスタイム制	週平均40時間で可能 (法第32条の3)	不可(法第60条)
1年単位の変形労働時間制	週平均40時間で可能 (法第32条の4) 但し1日10時間、1週52時間 以内等の制限あり	週平均40時間で可能 但し1日8時間、1週48時間 以内の制限(法第60条)
1週間単位の非定型的 変形労働時間制	週平均40時間で可能 (法第32条の5) 1日の限度時間10時間 (注)業種、規模の制限あり	不可(法第60条)
時間外労働	36協定により可能	不可(法第60条)

(注) 小売業、旅館、料理店及び飲食店で、規模30人未満の事業場に限る。

(3) 特例措置対象事業場の労働時間制度

	満18才以上の労働者	年 少 者
法定労働時間	1日8時間 1週44時間	1日8時間 1週40時間
1箇月単位の変形労働時間制	週平均44時間で可能 (法第40条、則第25条の2)	週平均40時間で可能 但し1日8時間、1週48時間 以内の制限(法第60条)
フレックスタイム制	週平均44時間で可能 (法第40条、則第25条の2)	不可(法第60条)
1年単位の変形労働時間制	週平均40時間で可能 (法第32条の4) 但し1日10時間、1週52時間 以内等の制限あり	週平均40時間で可能 但し1日8時間、1週48時間 以内の制限(法第60条)
1週間単位の非定型的 変形労働時間制	週平均40時間で可能 (法第32条の5) 1日の限度時間10時間 (注)業種、規模の制限あり	不可(法第60条)
時間外労働	36協定により可能	不可(法第60条)

(注) 小売業、旅館、料理店及び飲食店で、規模30人未満の事業場に限る。